

**刈谷市国民健康保険
第3期データヘルス計画
第4期特定健康診査等実施計画
概要版**

【令和6年度～令和11年度】

1. データヘルス計画および特定健康診査等実施計画

(1) データヘルス計画とは

市町村の国民健康保険は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、健康・医療情報を活用して被保険者の健康課題を分析し、PDCAサイクル※1に沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定したうえで、保健事業の実施・評価・改善等を行うこととされています。

本市では平成28年度からデータヘルス計画【第1期（平成28・29年度）、第2期（平成30～令和5年度）】を策定しています。

(2) 特定健康診査等実施計画とは

国民健康保険を含む各保険者は、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」に即して、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとされており、この特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査※2および特定保健指導※3を行うものとされています。

本市では、平成20年度から特定健康診査等実施計画【第1期（平成20～24年度）、第2期（平成25～29年度）、第3期（平成30～令和5年度）】を策定しています。

(3) 計画の位置づけおよび計画期間

本計画書は、特定健康診査や診療報酬明細書※4等のデータ分析により本市の健康課題を明らかにし、その課題に応じて特定健康診査や特定保健指導を含む保健事業を計画・実施・評価・改善することで、被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化を図ることを目的として、「データヘルス計画」および「特定健康診査等実施計画」を一体的に策定するものです。

第3期データヘルス計画および第4期特定健康診査等実施計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度です。

策定においては、本市行政の基本指針としての「刈谷市総合計画」のもと、施策に関する計画として、市民の健康づくりの方針を示した「健康日本21かりや計画」、「刈谷市介護保険事業計画」等の関連計画との整合性を図り、計画します。

(4) 計画の推進等

ア 計画の評価、見直し

令和8年度に進捗確認のための中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。また、計画の最終年度の令和11年度に最終評価を行い、それを踏まえた次期計画を策定します。

イ 計画の公表、周知

両計画は、市のホームページに掲載して公表・周知するものとします。

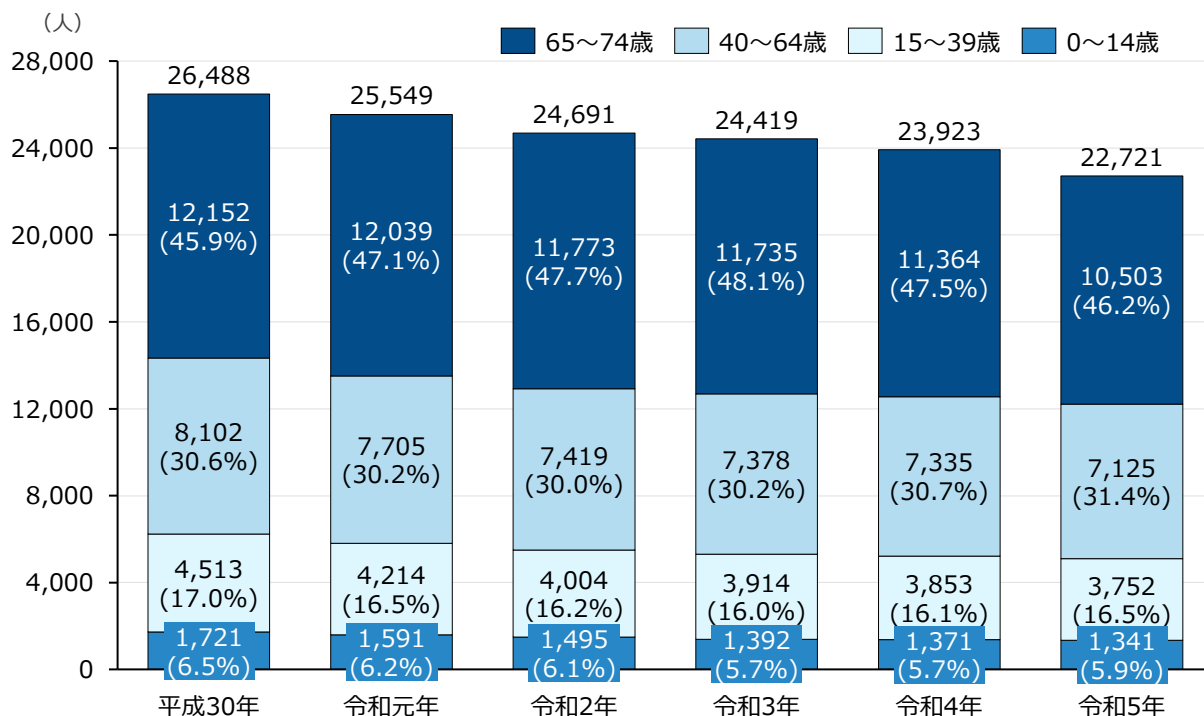
2. 刈谷市国民健康保険の現状

社会保険の適用拡大や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により、被保険者数は近年大きく減少しています。また、被保険者のうち65歳以上の割合は45%以上で推移し、半数近くを高齢者が占めています。被保険者数が減少する一方で、総医療費※5はほぼ横ばいであり、1人あたり医療費※6が増加傾向にあります。

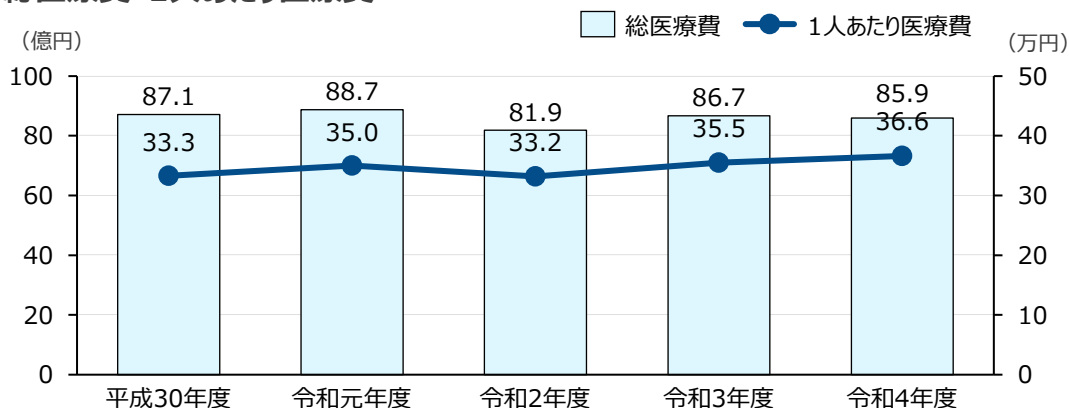
○人口・被保険者数＜令和5年4月1日時点＞

	全体	男性	女性
人口	152,428人	79,634人	72,794人
国保被保険者数	22,721人 (国保加入率：14.9%)	10,917人	11,804人

○被保険者の年齢別構成＜各年4月1日時点＞



○総医療費・1人あたり医療費



3.健康・医療情報等の分析

(1)医療費の分析

疾病分類※7(大分類)別医療費割合は、高い順に新生物(がん)※8、循環器系※9、内分泌他※10となっています。

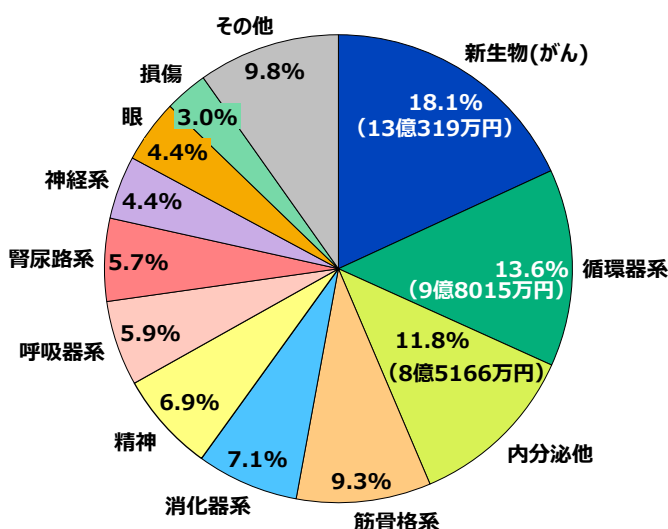
疾病分類(中分類)別医療費上位5位は、高い順に糖尿病※11、高血圧症※12、腎不全、気管の悪性新生物、脂質異常症※13となっています。

生活習慣病基礎疾病である糖尿病、高血圧症、脂質異常症のうち高血圧症と脂質異常症の有病者割合は、20%を超えています。医療費で見ると、糖尿病の医療費合計と患者1人あたり医療費が最も高額となっています。また、生活習慣病重症化疾病では、医療費合計は脳梗塞、患者1人あたり医療費は脳出血が最も高額となっています。

また、糖尿病等による腎機能の低下に伴い必要になる人工透析は、患者1人あたり年間500万円以上の医療費がかかっています。

特定健康診査受診者の有所見の状況を見ると、男女ともにHbA1c※14、収縮期血圧※15、LDLコレステロール※16の割合が高くなっています。また、HbA1c、収縮期血圧、空腹時血糖※17の割合は県、全国と比較しても高く、特にHbA1cの割合が顕著に高いという特徴があり、糖尿病のリスク要因を持つ人が多いことが分かります。

○疾病分類(大分類)別医療費割合
<令和4年度>



○疾病分類(中分類)別医療費_上位5位
<令和4年度>

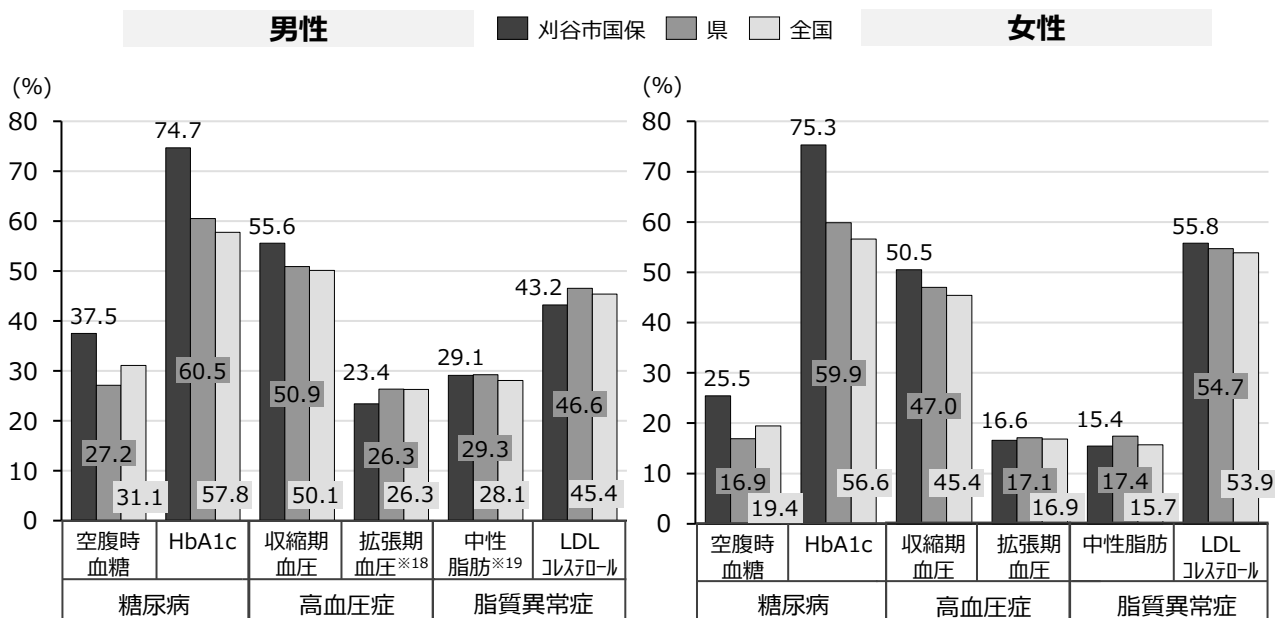
疾病	医療費
糖尿病	555,983,270円
高血圧症	267,325,460円
腎不全	242,104,090円
気管の悪性新生物	218,768,660円
脂質異常症	204,114,790円

○生活習慣病基礎疾病・重症化疾病等の分析＜令和4年度＞

疾病		医療費合計	患者1人あたり医療費	患者数
生活習慣病 基礎疾病	糖尿病	555,983,270円	182,769円	3,042人 有病者割合(12.8%)
	高血圧症	267,325,460円	50,363円	5,308人 有病者割合(22.3%)
	脂質異常症	204,114,790円	41,973円	4,863人 有病者割合(20.3%)
生活習慣病重症化疾病	脳梗塞	107,610,800円	240,203円	448人
	狭心症	84,573,860円	119,455円	708人
	脳出血	63,649,400円	922,455円	69人
	心筋梗塞	31,069,870円	414,265円	75人
	動脈硬化	16,472,670円	24,623円	669人

治療	医療費合計	患者1人あたり医療費	患者数
人工透析	225,443,130円	5,242,863円	43人

○特定健康診査受診者の有所見の状況＜令和4年度＞

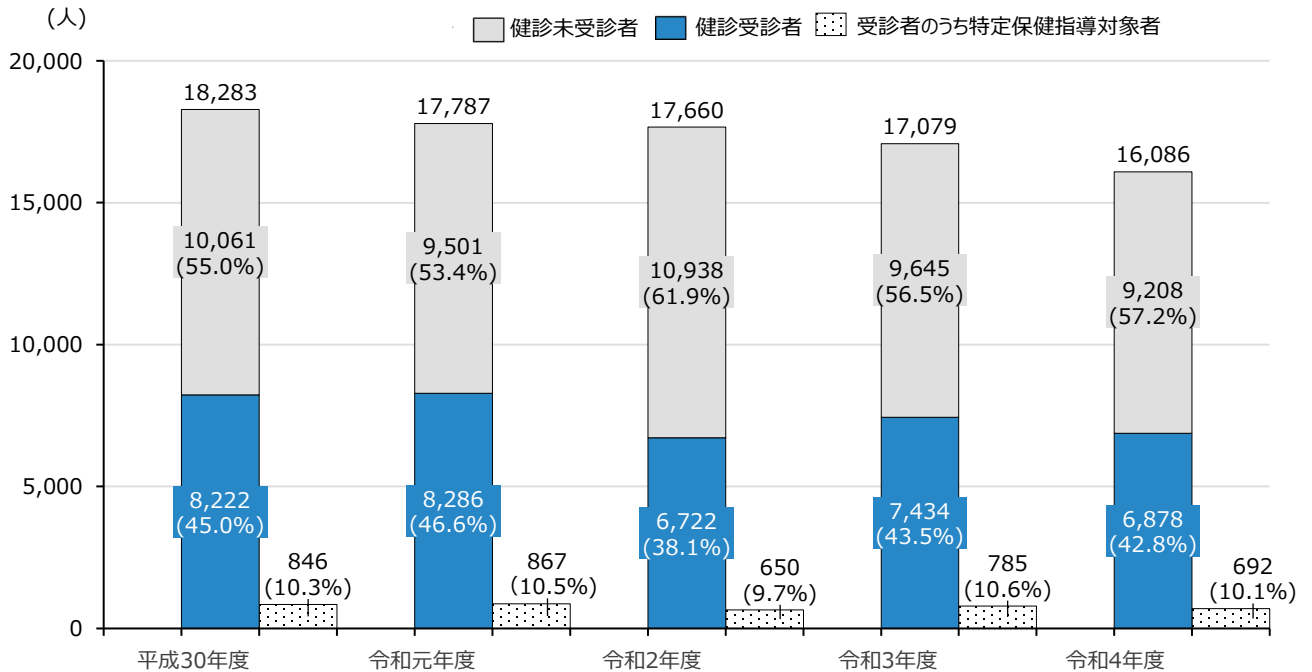


(2) 特定健康診査・特定保健指導の分析

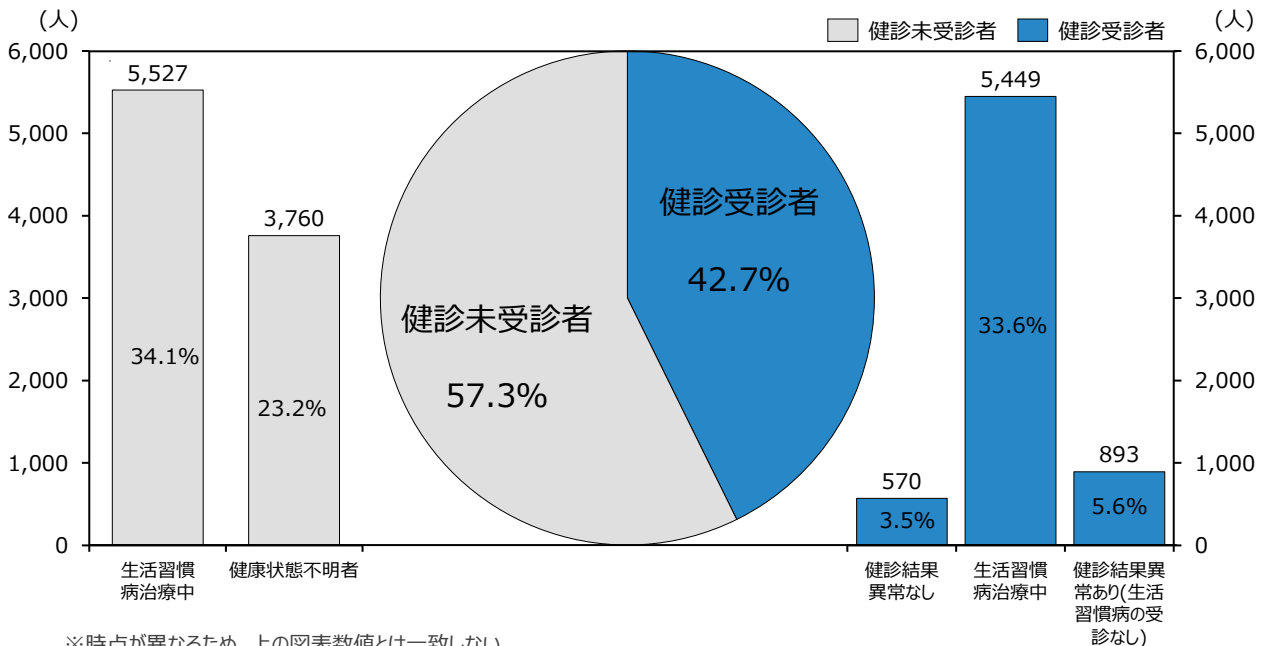
特定健康診査の受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった令和2年度を除き40%台で推移しており、受診者のうち特定保健指導の対象者は約10%います。

特定健康診査対象者の約60%が健診未受診であり、そのうち健康状態不明者が約3,800人（対象者全体の約23%）います。また、健診受診者のうち約900人（対象者全体の約6%）は、健診結果が特定保健指導や医療機関の受診が必要な数値となっていますが、未受診の状態です。

○ 特定健康診査受診状況



○ 特定健康診査結果・診療報酬明細書の分析 <令和4年度>

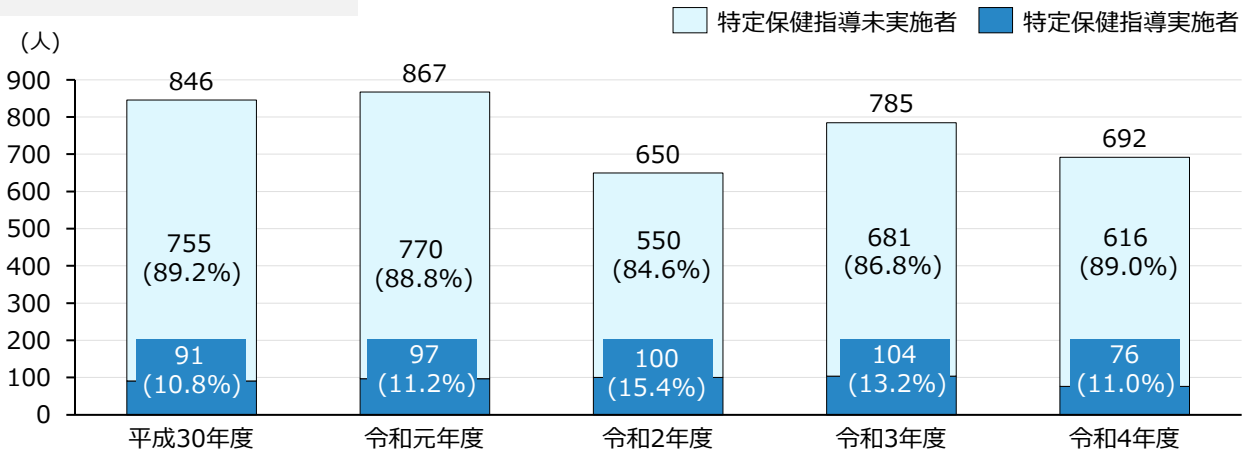


※時点が異なるため、上の図表数値とは一致しない。

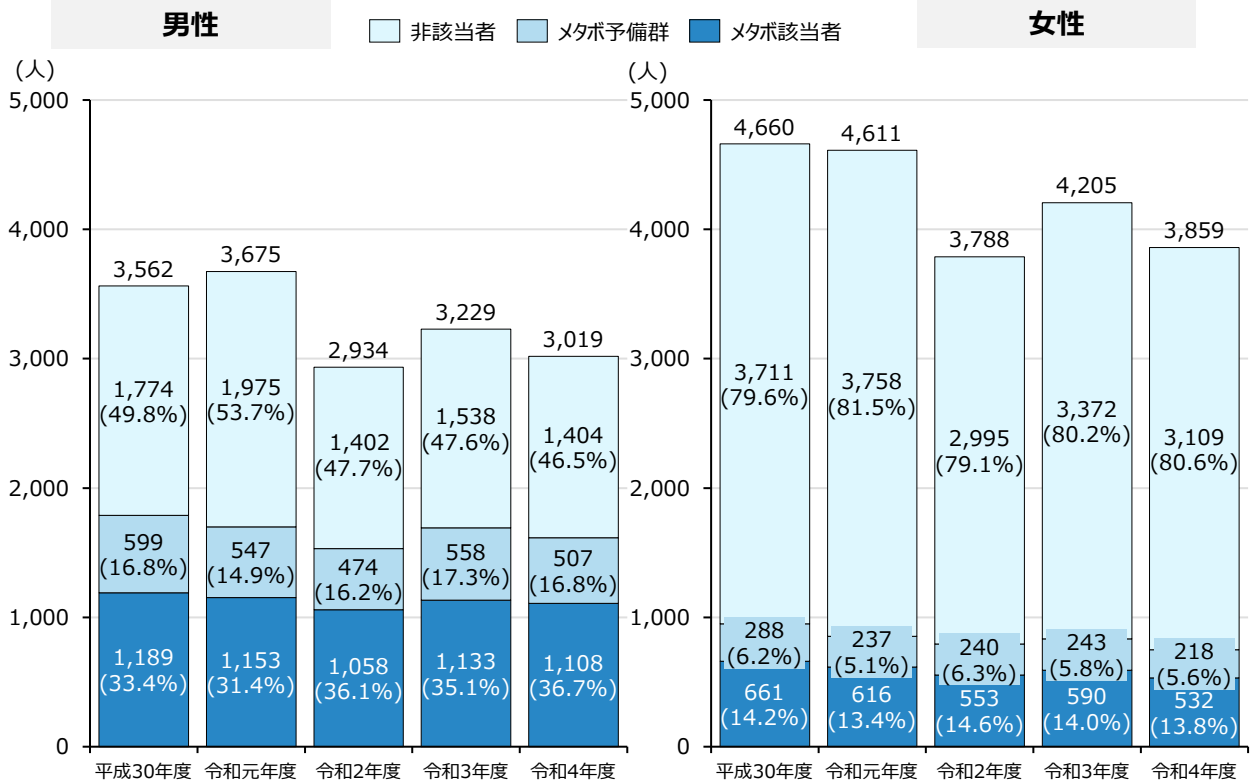
令和4年度の特定保健指導の対象者は特定健康診査受診者の10.1%（692人）であり、そのうち特定保健指導実施者は11.0%（76人）と、非常に低い状況です。

メタボリックシンドローム※²⁰該当者率は女性より男性が高く、男性のメタボリックシンドローム該当者と予備群を合わせた割合は50%前後となっています。

○特定保健指導実施状況



○メタボリックシンドローム該当状況



<メタボリックシンドローム判定基準>

- メタボリックシンドローム該当者：腹囲が男性85 cm以上、女性90 cm以上で、3つの項目（高血糖・脂質代謝異常・高血圧）のうち2つ以上の項目に該当する者
- メタボリックシンドローム予備群：腹囲が男性85 cm以上、女性90 cm以上で、3つの項目（高血糖・脂質代謝異常・高血圧）のうち1つの項目に該当する者

(3) 頻回受診、多剤服薬、重複投薬の分析

ひと月に同一医療機関に15日以上受診している頻回受診者は118人、そのうち46人は20日以上受診しています。経年でみても、15日以上受診している頻回受診者は毎年度100人以上います。

ひと月に14日分以上の薬剤を6剤以上処方されている多剤服薬者は3,581人、そのうち219人は15剤以上処方されています。経年でみても、6剤以上処方されている多剤服薬者は毎年度3,500人前後います。

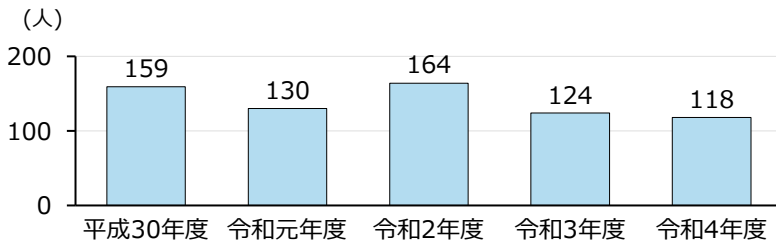
令和4年度に3か月連続して、ひと月に同一薬剤または同様の効能・効果を持つ薬剤を複数の医療機関から処方されている重複投薬者は延べ79人います。

○頻回受診者の状況

<令和5年3月>

	15日	16日	17日	18日	19日	20日以上	合計 (15日以上)
人数	19人	18人	15人	6人	14人	46人	118人

<各年度3月>

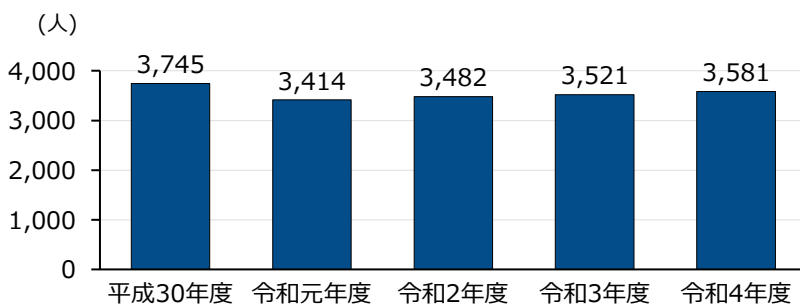


○多剤服薬者の状況

<令和5年3月>

	6剤	7剤	8剤	9剤	10剤	11剤	12剤	13剤	14剤	15剤以上	合計 (6剤以上)
人数	909人	673人	531人	388人	294人	208人	170人	98人	91人	219人	3,581人

<各年度3月>



○重複投薬者の状況 <令和4年度>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	7人	7人	7人	6人	7人	7人	5人	6人	6人	8人	6人	7人	79人

4.健康課題の整理

健康課題	
A	<p>◎糖尿病をはじめとした生活習慣病の重症化リスクが高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 疾病分類（大分類）別の医療費割合は新生物（がん）が最も多く、疾病分類（中分類）別の医療費では糖尿病が最も多い。 • 生活習慣病基礎疾病では高血圧症、脂質異常症、糖尿病の順に有病者割合が高い。 • 特定健康診査受診者の有所見状況から、男女ともに糖尿病の関連因子であるHbA1cの有所見率の高さが顕著であり、人工透析への移行等の重症化を防ぐ必要がある。 • 特定健康診査受診者のうち特に男性のメタボリックシンドローム該当者の割合が高い。メタボリックシンドローム該当者は生活習慣病の重症化リスクが高いため、継続的な特定健康診査の受診と保健指導に繋げる必要がある。
B	<p>◎健康状態の未把握者が多く、疾病やその重症化リスクの発見が遅くなる可能性が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 特定健康診査の受診率は40%台で推移しており、対象者の半数以上が健診を受けていない状況であり、さらなる受診勧奨の強化を図る必要がある。 • 特定健康診査対象者のうち健康状態不明者が約23%おり、疾病やその重症化リスクの発見および対処が遅くなる可能性が高い。 • 特定保健指導の実施率が非常に低い状況が続いており、利用勧奨の強化が必要である。
C	<p>◎適切な医療機関受診を促し、医療費の適正化を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ひと月に同一医療機関に15日以上受診している頻回受診者が毎年度100人以上おり、自己判断で必要以上に受診している可能性がある。 • ひと月に14日分以上の薬剤を6剤以上処方されている多剤服薬者は毎年度3,500人前後おり、薬の飲み合わせによっては症状が悪化する可能性がある。薬の効能が重複することや、用量を超えて服薬することで健康を害する可能性もあるため、適切な処方に繋がるよう保健指導・健康相談を行う必要がある。

5. データヘルス計画

(1) データヘルス計画全体の目標、評価指標

計画全体の評価指標とその目標値を次のように定め、各保健事業を実施することで目標達成を目指します。

評価指標		計画策定時 実績	目標値		
		令和4年度	令和8年度	令和11年度	
目標1 生活習慣病の予防、早期治療、医療費の適正化（対応する健康課題：A,B,C）					
i	糖尿病有病者割合	12.8%	12.4%以下	12.0%以下	
ii	高血圧症有病者割合	22.3%	21.7%以下	21.0%以下	
iii	脂質異常症有病者割合	20.3%	19.8%以下	19.3%以下	
iv	メタボリックシンドローム該当者割合	男性	36.7%	35.5%以下	34.5%以下
		女性	13.8%	13.4%以下	13.0%以下
目標2 健康状態の把握および生活習慣病の早期発見（対応する健康課題：A,B）					
v	特定健康診査受診率	42.8%	52.0%以上	60.0%以上	
vi	特定保健指導実施率	11.0%	20.0%以上	30.0%以上	

実施保健事業一覧

事業名称	対応する 健康課題
特定健康診査、特定健康診査受診勧奨事業	A,B
特定保健指導、特定保健指導利用勧奨事業	A,B
糖尿病性腎症重症化予防事業	A
医療機関受診勧奨事業	A
がん検診	A,B
重複・頻回受診者等訪問事業	C

(2)個別事業計画

計画全体の目標達成のために、次のとおり個別事業計画を策定します。各保健事業をそれぞれの指標に基づいて評価します。

保健事業名	事業概要	アウトカム指標※21 (令和11年度)	アウトプット指標※22 (令和11年度)
特定健康診査	40歳以上の被保険者に対し、医療機関での個別健診を実施	<ul style="list-style-type: none"> メタボリックシンドローム該当者割合 男性:34.5%以下 女性:13.0%以下 メタボリックシンドローム予備群割合 男性:16.0%以下 女性:5.2%以下 	特定健康診査受診率 60.0%以上
特定健康診査受診勧奨事業	特定健康診査未受診者に対し、受診勧奨通知を送付	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査受診率 60.0%以上 通知対象者の特定健康診査受診率 30.0%以上 	—
特定保健指導	特定健康診査結果（腹囲またはBMI、血糖・血圧・脂質）が基準値から外れている者に対し、個別または集団での保健指導を実施	<ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導対象者率 9.5%以下 前年度特定保健指導の利用による当該年度特定保健指導対象者の減少率 27.0%以上 	特定保健指導実施率 30.0%以上
特定保健指導利用勧奨事業	特定保健指導対象者に対し、特定保健指導の案内および利用希望アンケートを送付、未返信者へ電話勧奨を実施	<ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導実施率 30.0%以上 電話勧奨実施者の保健指導利用率 30.0%以上 	—
糖尿病性腎症重症化予防事業	特定健康診査結果（血糖）が基準値から外れているかつ糖尿病性腎症が2期（疑い）以上であって、糖尿病の治療がない者等に対し、書面・電話による医療機関受診勧奨、保健指導教室を実施	<ul style="list-style-type: none"> 受診勧奨対象者の糖尿病治療開始率 40.0%以上 検査数値が改善した教室参加者率 85.0%以上 教室参加者のうち生活習慣の主観的変化を感じた人の割合 100% 	保健指導教室の参加人数 15名
医療機関受診勧奨事業	特定健康診査結果（血糖・血圧・脂質）が基準値から外れている医療機関未受診者に対し、受診勧奨通知を送付、過去5回以上通知を送付しても未受診のハイリスク者に電話勧奨を実施	<ul style="list-style-type: none"> 受診勧奨対象者の医療機関受診率 30.0%以上 	—
がん検診	肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がんの検診を実施	「第3次健康日本21かりや計画」（令和6年度策定予定）における目標値を参考とします。	
重複・頻回受診者等訪問事業	頻回受診者等のうち同意が得られた者に対し訪問を実施、重複服薬者に医薬品適正使用推進リーフレットを送付	<ul style="list-style-type: none"> 訪問対象者の適正受診（服薬）化 80.0%以上 	訪問件数 10件以上

6. 特定健康診査等実施計画

(1) 特定健康診査等の目標値

評価指標	計画策定時 実績	目標値					
	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定健康診査受診率	42.8%	46%	49%	52%	55%	58%	60%
特定保健指導実施率	11.0%	14%	17%	20%	23%	26%	30%

(2) 特定健康診査等の実施方法

ア 特定健康診査

目的：特定健康診査を受けることで被保険者自身が健康状態を把握することにより、健康管理への意識向上、疾病の早期発見・早期治療に繋げる。

対象者：40歳以上の刈谷市国民健康保険被保険者

実施方法：市内指定医療機関での個別健診を実施

イ 特定保健指導

目的：特定保健指導を受けることで被保険者自身が生活習慣の見直し・改善を行い、生活習慣病の重症化予防に繋げる。

対象者：特定健康診査受診者で、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数が特定保健指導レベルに相当する者

実施方法：【共通】

初回時の集団または個別面接において、対象者とともに行動目標や行動計画を作成し、生活習慣改善のための取組に対する支援を行う。

【動機付け支援※23】

約3か月経過後に本人の希望に合わせて面接や電話、メール、手紙等で取組状況を確認し評価を行う。

【積極的支援※24】

本人の希望に合わせて面接や電話、メール、手紙等で3か月以上継続的な支援を実施。約5か月経過後に取組状況を確認し評価を行う。

■用語注釈一覧

- ※1 PDCAサイクル：Plan(計画)⇒Do(実施)⇒Check(評価)⇒Action(改善)を繰り返し、効率的に事業を改善すること。
- ※2 特定健康診査(特定健診)：各保険者に実施が義務づけられており、40歳から74歳までの被保険者を対象に糖尿病や高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目して行う健康診査。
- ※3 特定保健指導：特定健康診査の結果、腹囲またはBMIと血糖・血圧・脂質の数値が基準値から外れている者を対象に行う。生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して、医師、管理栄養士、保健師が生活習慣を見直すサポートを実施する。
- ※4 診療報酬明細書(レセプト)：保険医療機関が保険者に医療費を請求する際に使用する明細書。患者1人につきひと月ごとに作成する。
- ※5 総医療費：医科入院、医科入院外、調剤、歯科、食事療養・生活療養、訪問看護、療養費(補装具等)の医療費の総額(10割分)
- ※6 1人あたり医療費：総医療費を年度平均被保険者数で割ったもの。
- ※7 疾病分類：世界保健機関(WHO)が公表している「疾病及び関連保健問題の国際統計分類(ICD)」で定められており、疾病統計をとるため国際的に統一した基準として設けられたもの。病気、医療行為等の1つ1つが体系的な基準に従って、大分類・中分類・小分類の3つに分けられる。
- ※8 新生物(がん)：胃の悪性新生物、気管、気管支および肺の悪性新生物、乳房の悪性新生物、子宮の悪性新生物、悪性リンパ腫等を指す。良性新生物およびその他の新生物も含む。
- ※9 循環器系：高血圧性疾患、虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞等)、脳血管疾患(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳卒中等)、動脈、細動脈および毛細血管の疾患等を指す。
- ※10 内分泌他：甲状腺障害、糖尿病、栄養失調、代謝障害等の内分泌、栄養および代謝疾患を指す。
- ※11 糖尿病(2型糖尿病)：インスリン分泌障害とインスリン抵抗性の増大が様々な程度で生じ、慢性の高血糖状態となる疾患。生活習慣に起因する環境因子も大きく関与しており、発症しても長期間自覚症状がなく気づかないことや、早期に診断されても自覚症状がないため受診・治療を中断してしまうことが多く、その間にも合併症が進行する。
- ※12 高血圧症(本態性高血圧症)：高血圧となっている原因がはっきりとしない状態。食塩の過剰摂取、カロリー過剰摂取、運動不足による肥満等様々な要因が組み合わさっておこると考えられている。
- ※13 脂質異常症：血液の脂質(コレステロールや中性脂肪)の値が基準値から外れている状態。
- ※14 HbA1c(ヘモグロビンエーワンシー)：過去1か月～2か月間の血糖の状態を表す数値。この値が高いと高血糖の状態が長く続いていたことを表す。5.6%以上が指導対象、6.5%以上が要医療判定値。基準値は5.6%以上。
- ※15 収縮期血圧：血液が心臓から全身へ送り出される時の血圧。「上」、「最高血圧」とも呼ばれる。基準値は130mmHg以上。
- ※16 LDLコレステロール：脂質代謝の指標。増加すると血管壁に蓄積し、動脈硬化を引き起こす原因となるため、「悪玉コレステロール」と言われている。基準値は120mg/dL以上。
- ※17 空腹時血糖：空腹時における血液中に含まれるブドウ糖の量。基準値は100mg/dL以上。
- ※18 拡張期血圧：全身から心臓に血液が戻る時の血圧。「下」、「最低血圧」とも呼ばれる。基準値は85mmHg以上。
- ※19 中性脂肪：体内ではエネルギー源として使われ、余りは脂肪となって体内に貯蓄される物質。基準値は150mg/dL以上。
- ※20 メタボリックシンドローム：内臓脂肪症候群。内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、脂質異常の危険因子を2つ以上有する状態。
- ※21 アウトカム指標：事業を実施したことによって得られた成果を表す指標。
- ※22 アウトプット指標：事業を実施する際の具体的な活動や実施量を表す指標。
- ※23 動機づけ支援：メタボリックシンドロームのリスクがある人に、「初回の面接による支援」、「約3か月後の評価」を行う。原則1回の個別面接(20分以上)等を行い、生活習慣改善のための目標を立て、実践を促す。
- ※24 積極的支援：メタボリックシンドロームのリスクが高い人に、「初回の面接による支援」、「3か月以上の継続的な支援」、「約5か月後の評価」を行う。初回面接後3～6か月の継続的な支援を行うことにより、内臓脂肪の減量を目指す。

刈谷市国民健康保険
第3期データヘルス計画
第4期特定健康診査等実施計画
(概要版)

発行：令和6（2024）年3月

発行者：刈谷市

編集：福祉健康部国保年金課

〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL 0566-62-1206

FAX 0566-24-2466

URL <http://www.city.kariya.lg.jp/>